

給水装置施工基準新旧対照表

新（令和7年10月）	旧（平成25年4月）	備考欄
1. 総 則 （略） 1.2 用語の定義 この基準において、用いられる主な用語の意義は、次のとおりである。 （1） 管理者とは、佐世保市水道事業管理者をいう。 （2） 指定工事業者とは、指定給水装置工事業者をいう。 （3） 主任技術者とは、<u>国土交通大臣及び環境大臣</u>から給水装置工事主任技術者免状の交付を受けている者をいう。 （4） 給水装置とは、管理者の布設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。 ※構造的に配水管と直結していないものは給水装置ではない。したがって、配水管の水圧と縁が切れた構造になっている給水管末に設けた受水槽以下の設備は、<u>法</u>でいう給水装置ではない。 （5） <u>専用</u>給水装置とは、1世帯または1箇所専用する給水管をいう。 <u>（6） 共用給水装置とは、2世帯または2箇所以上で共用する給水管をいう。</u> （7） 給水本管とは、<u>共用給水装置のうち、配水管の機能を有する管のことをいう。</u> <u>（8） 専用管とは、共用給水装置のうち、集合住宅等のメーター分岐のために引き込む給水管のことをいう。</u> <u>（9） 共同管とは、共用給水装置のうち、上記の給水本管および専用管に該当しないものをいう。</u> <u>（10） 私設消火栓とは、私設で消防用に使用するために設置したものをいう。</u>	1. 総 則 （略） 1.2 用語の定義 この基準において、用いられる主な用語の意義は、次のとおりである。 （1） 管理者とは、佐世保市水道事業管理者をいう。 （2） 指定工事業者とは、指定給水装置工事業者をいう。 （3） 主任技術者とは、<u>厚生労働大臣</u>から給水装置工事主任技術者免状の交付を受けている者をいう。 （4） 給水装置とは、管理者の布設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。 ※構造的に配水管と直結していないものは給水装置ではない。したがって、配水管の水圧と縁が切れた構造になっている給水管末に設けた受水槽以下の設備は、<u>水道法</u>でいう給水装置ではない。 （5） 給水装置とは、1世帯または1箇所専用する給水管をいう。 <u>（6） 私設消火栓とは、消防用に使用するため設置したものをいう。</u> （7） 給水本管とは、<u>給水装置のうち、給水装置及び私設消火栓を除く給水管であって、2戸以上に給水可能な給水管をいう。</u> <u>※ただし、集合住宅等のメーター分岐のために引き込む給水管は給水本管ではない。</u> <u>（8） 計画使用給水量とは、給水装置に給水される水量をいい、給水管口径の決定等の基礎となるものである。</u>	所管移行に伴うもの 略称に修正 (5)の一部修正 旧(6)→新(10)に変更 新(6)を追加 (7)の定義の変更 旧(8)を削除し 新(8)新(9)を追加 新(10)の一部修正

給水装置施工基準新旧対照表

新（令和 7 年 1 0 月）	旧（平成 2 5 年 4 月）	備考欄
<u>（11）</u> 同時使用水量とは、給水装置に設置されている末端給水用具のうち、いくつかの末端給水用具を同時に使用することによってその給水装置を流れる水量をいい、一般的に計画使用水量は同時使用水量から求められる。 <u>（12）</u> 計画一日使用水量は、給水装置に給水される水量であって、1 日当たりのものをいう。計画一日使用水量は、受水槽式給水の場合の受水槽容量の決定等の基礎となるものである。 1.3 給水装置工事の種別 （1） 給水装置の工事は、次の 5 種に分類する。 ただし、法第 1 6 条の 2 第 3 項の<u>国土交通省令</u>で定める給水装置の軽微な変更（以下「軽微な変更」という。）を除く。 ① 新設工事 新たに給水装置を設置する工事 ② 改造工事 配水管からの分岐箇所、分岐口径又はメーター口径、配管位置、給水栓の位置、数、管径又は管種を変更する工事 ③ 修繕工事 給水装置を修理する工事 ④ 撤去工事 不要になった給水装置を取り除く工事 （略） 保 存： 施行した給水装置工事の記録保存（3 年間） （水道法施行規則（以下、「<u>施行規則</u>」という。）第 3 6 条<u>第六号</u>） 1.5 指定工事業者の責務と処分 （略）	<u>（9）</u> 同時使用水量とは、給水装置に設置されている末端給水用具のうち、いくつかの末端給水用具を同時に使用することによってその給水装置を流れる水量をいい、一般的に計画使用水量は同時使用水量から求められる。 <u>（10）</u> 計画一日使用水量は、給水装置に給水される水量であって、1 日当たりのものをいう。計画一日使用水量は、受水槽式給水の場合の受水槽容量の決定等の基礎となるものである。 1.3 給水装置工事の種別 （1） 給水装置の工事は、次の 5 種に分類する。 ただし、法第 1 6 条の 2 第 3 項の<u>厚生労働令</u>で定める給水装置の軽微な変更（以下「軽微な変更」という。）を除く。 ① 新設工事 新たに給水装置を設置する工事 ② 改造工事 配水管からの分岐箇所、分岐口径又はメーター口径、配管位置、給水栓の位置、数、管径又は管種を変更する工事 ③ 修繕工事 給水装置を修理する工事 ④ 撤去工事 不要になった給水装置を取り除く工事 （略） 保 存： 施行した給水装置工事の記録保存（3 年間） （水道法施行規則第 3 6 条<u>第 1 項第 6 号</u>） 1.5 指定工事業者の責務と処分 （略）	号数変更 号数変更 所管移行に伴うもの 引用規則条項の修正

給水装置施工基準新旧対照表

新（令和 7 年 1 0 月）	旧（平成 2 5 年 4 月）	備考欄
（１） 指定工事業者の責務 ① 指定工事業者は事務所ごとに、給水装置工事を施行するため、<u>国土交通省令</u>で定めるところにより、主任技術者の交付を受けているもののうちから、主任技術者を選任しなければならない。 （略） ③ 指定工事業者は、施行した給水装置ごとに指名した主任技術者に次に掲げる事項に関する記録を作成させ、当該記録をその作成の日から三年間保存すること。（施行規則 3 6 条<u>第六号</u>） （略） 2.1 給水装置の材料 2.1.1 規格 給水装置の構造および材質については『<u>法</u>第 16 条』に示されている。 （略） 2.1.2 使用材料 （１） 給水装置に使用する材料は、水道法施行令（以下、「<u>施行令</u>という。）<u>第 6 条</u>（給水装置の構造及び材質の基準）の基準に適合していること。 （２） 配水管の取付口から水道メーターまでの間については、<u>施行令 第 6 条</u>に規定する構造および材質の基準に適合したもののうち管理者が指定したものを使用すること。 （略）	（１） 指定工事業者の責務 ① 指定工事業者は事務所ごとに、給水装置工事を施行するため、<u>厚生労働省令</u>で定めるところにより、主任技術者の交付を受けているもののうちから、主任技術者を選任しなければならない。 （略） ③ 指定工事業者は、施行した給水装置ごとに指名した主任技術者に次に掲げる事項に関する記録を作成させ、当該記録をその作成の日から三年間保存すること。（施行規則 3 6 条<u>第 1 項第 6 号</u>） （略） 2.1 給水装置の材料 2.1.1 規格 給水装置の構造および材質については『<u>水道法</u>第 16 条』に示されている。 （略） 2.1.2 使用材料 （１） 給水装置に使用する材料は、水道法施行令 <u>第 5 条</u>（給水装置の構造及び材質の基準）の基準に適合していること。 （２） 配水管の取付口から水道メーターまでの間については、<u>水道法 施行令第 5 条</u>に規定する構造および材質の基準に適合したもののうち管理者が指定したものを使用すること。 （略）	所管移行に伴うもの 引用規則条項の修正 引用条項の修正 略称に修正 引用施行令条項の修正 略称に修正 引用施行令条項修正

給水装置施工基準新旧対照表

新（令和 7 年 1 0 月）	旧（平成 2 5 年 4 月）	備考欄
2.2 給水装置の構造と材質 2.2.1 給水装置の構造及び材質の基準 配水管と給水装置は機構的に一体をなしているので、水撃作用や水の逆流による汚染等は、他の多くの給水装置にまで悪影響を及ぼす恐れがある。 給水装置の構造及び材質が、政令で定める基準に適合しない場合、給水契約の拒否や給水停止が可能である。（法第 16 条） したがって給水装置の構造及び材質は、『法第 16 条（給水装置の構造及び材質）』に基づく『施行令第 6 条（給水装置の構造及び材質の基準）』に示すとおりとする。 (1) 配水管からの分岐位置は、他の給水装置の分岐口から 30 cm 以上離れていること。（施行令第 6 条第 1 項第一号） (2) 配水管からの分岐における給水管の口径は、当該給水装置による水の使用量に比し、著しく過大でないこと。（施行令第 6 条第 1 項第二号） (3) 配水管の水圧に影響を及ぼす恐れのあるポンプに直接連結されていないこと。（施行令第 6 条第 1 項第三号） (4) 水圧、土圧その他の荷重に対して十分な耐力を有し、かつ、水が汚染され又は漏れる恐れがないものであること。（施行令第 6 条第 1 項第四号） (5) 凍結、破壊、侵食等を防止するための適当な措置が講じられていること。（施行令第 6 条第 1 項第五号） (6) 当該給水装置以外の水管その他の設備に直接連結されていないこと。（施行令第 6 条第 1 項第六号） (7) 水槽、プール、流し、その他水を貯留する器具、施設などに給水する給水装置にあっては、水の逆流を防止するための適当な措置	2.2 給水装置の構造と材質 2.2.1 給水装置の構造及び材質の基準 配水管と給水装置は機構的に一体をなしているので、水撃作用や水の逆流による汚染等は、他の多くの給水装置にまで悪影響を及ぼす恐れがある。 給水装置の構造及び材質が、政令で定める基準に適合しない場合、給水契約の拒否や給水停止が可能である。（<u>水道法第 16 条第 1 項</u>） したがって給水装置の構造及び材質は、『<u>水道法第 16 条</u>（給水装置の構造及び材質）』に基づく『<u>水道法施行令第 5 条</u>（給水装置の構造及び材質の基準）』に示すとおりとする。 (1) 配水管からの分岐位置は、他の給水装置の分岐口から 30 cm 以上離れていること。（<u>施行令第 5 条</u>第 1 項第一号） (2) 配水管からの分岐における給水管の口径は、当該給水装置による水の使用量に比し、著しく過大でないこと。（<u>施行令第 5 条</u>第 1 項第二号） (3) 配水管の水圧に影響を及ぼす恐れのあるポンプに直接連結されていないこと。（<u>施行令第 5 条</u>第 1 項第三号） (4) 水圧、土圧その他の荷重に対して十分な耐力を有し、かつ、水が汚染され又は漏れる恐れがないものであること。（<u>施行令第 5 条</u>第 1 項第四号） (5) 凍結、破壊、侵食等を防止するための適当な措置が講じられていること。（<u>施行令第 5 条</u>第 1 項第五号） (6) 当該給水装置以外の水管その他の設備に直接連結されていないこと。（<u>施行令第 5 条</u>第 1 項第六号） (7) 水槽、プール、流し、その他水を貯留する器具、施設などに給水する給水装置にあっては、水の逆流を防止するための適当な措置	引用施行令条項の修正 略称に修正 引用条項修正

給水装置施工基準新旧対照表

新（令和7年10月）	旧（平成25年4月）	備考欄
が講じられていること。（施行令第6条第1項第七号） （略） （3） 水撃限界に関する基準 水栓その他水撃作用を生じるおそれのある給水用具は、国土交通大臣が定める水撃限界に関する試験により当該給水用具内の流速を2m/s又は当該給水用具内の動水圧を0.15メガパスカルとする条件において給水用具の止水機構の急閉止をしたとき、その水撃作用により上昇する圧力が1.5メガパスカル以下である性能を有するものでなければならない。ただし、当該給水用具の上流側に近接してエアチャンバーその他の水撃防止器具を設置すること等により適切な水撃防止の為の措置を講じること。（省令第3条） （略） （6） 耐寒に関する基準 ① 屋外で気温が著しく低下しやすい場所その他凍結のおそれがある場所に設置されている給水装置は、定められた耐寒性能を有すること。又は断熱材で被覆すること等により適切な凍結防止のための措置を講じること。（省令第6条） （略） 2.3 クロスコネクションの防止 施行令第6条第1項第六号より、『当該給水装置以外の水管その他の設備に直接連結されていないこと』と定められており、クロスコネクション（誤接合）が生じる施工をしてはならない。 （略）	が講じられていること。（施行令第5条第1項第七号） （略） （3） 水撃限界に関する基準 水栓その他水撃作用を生じるおそれのある給水用具は、厚生大臣が定める水撃限界に関する試験により当該給水用具内の流速を2m/s又は当該給水用具内の動水圧を0.15メガパスカルとする条件において給水用具の止水機構の急閉止をしたとき、その水撃作用により上昇する圧力が1.5メガパスカル以下である性能を有するものでなければならない。ただし、当該給水用具の上流側に近接してエアチャンバーその他の水撃防止器具を設置すること等により適切な水撃防止の為の措置を講じること。（省令第3条） （略） （6） 耐寒に関する基準 ① 屋外で気温が著しく低下しやすい場所その他凍結のおそれがある場所に設置されている給水装置は、定められた耐寒性能を有すること。又は断熱材で被覆すること等により適切な凍結防止のための措置を講じること。（施行令第6条） （略） 2.3 クロスコネクションの防止 水道法施行令第5条6号より、『当該給水装置以外の水管その他の設備に直接連結されていないこと』と定められており、クロスコネクション（誤接合）が生じる施工をしてはならない。 （略）	所管移行に伴うもの 引用省令の修正 引用施行令条項の修正

給水装置施工基準新旧対照表

新（令和 7 年 1 0 月）	旧（平成 2 5 年 4 月）	備考欄
2.4 その他給水機器の取扱い <u>（削除）</u> （略） 3.6. 受水槽 受水槽の構造は、建築基準法施行令第 1 2 9 条の 2 の <u>4</u> 及び同規定に基づく国土交通省告示の基準による。なお受水槽から 2 次側は水道法からみると給水装置ではないが、同じ飲料水としての設備であるため配管設備、設置場所及び構造を給水装置設備台帳に記入し、水道局に提出すること。 （略） 3.8. 受水槽の管理 受水槽の管理・清掃等について、簡易専用水道（受水槽の有効容量 10m³ を超えるもの）の場合、<u>施行規則</u> 第 55 条 に定める管理基準を満たさなければならない。 【水道法施行規則 第 55 条】 （管理基準） 第 5 5 条 法第 34 条の 2 第 1 項に規定する<u>国土交通省令</u>で定める基準は、次の各号に掲げるものとする。 一 水槽の掃除を<u>毎年 1 回以上定期</u>に行うこと。 （略） また簡易専用水道以外の受水槽（受水槽の有効容量 10m³ 以下のものを小規模貯水槽水道という）について、簡易専用水道に準じた管理として、<u>施行規程</u>第 21 条に記す。	2.4 その他給水機器の取扱い <u>2.5</u> <u>2.6</u> （略） 3.6. 受水槽 受水槽の構造は、建築基準法施行令第 1 2 9 条の 2 の <u>5</u> 及び同規定に基づく国土交通省告示の基準による。なお受水槽から 2 次側は水道法からみると給水装置ではないが、同じ飲料水としての設備であるため配管設備、設置場所及び構造を給水装置設備台帳に記入し、水道局に提出すること。 （略） 3.8. 受水槽の管理 受水槽の管理・清掃等について、簡易専用水道（受水槽の有効容量 10m³ を超えるもの）の場合、<u>水道法施行規則</u> 第 55 条 に定める管理基準を満たさなければならない。 【水道法施行規則 第 55 条】 （管理基準） 第 5 5 条 法第 34 条の 2 第 1 項に規定する<u>厚生労働省令</u>で定める基準は、次の各号に掲げるものとする。 一 水槽の掃除を <u>1 年以内ごとに 1 回、定期に、</u>行うこと。 （略） また簡易専用水道以外の受水槽（受水槽の有効容量 10m³ 以下のものを小規模貯水槽水道という）について、簡易専用水道に準じた管理として、<u>佐世保市水道条例施行規定</u>第 21 条に記す。	不要な文字の削除 引用施行令条項の修正 略称に修正 所管移行に伴うもの 引用省令条文の修正 略称及び誤字修正

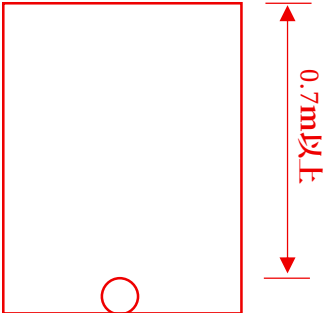
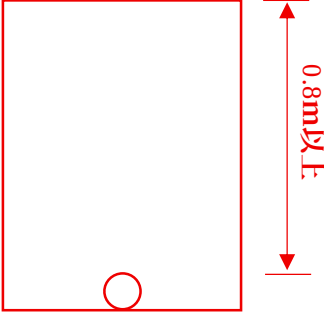
給水装置施工基準新旧対照表

新（令和 7 年 1 0 月）	旧（平成 2 5 年 4 月）	備考欄
（略） 【佐世保市水道条例施行規程】 (簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理等) 第 21 条 条例第 31 条の 3 第 2 項に規定する簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理及びその管理の状況に関する検査の受検は、次に定めるところによるものとする。 (1) 次に掲げる管理基準に従い、管理すること。 ア 水槽の掃除を<u>毎年 1 回以上</u>定期に行うこと。 （略） (2) 前号の管理に関し、<u>毎年 1 回以上</u>定期に水道法(昭和 32 年法律第 177 号)第 34 条の 2 第 2 項に規定する地方公共団体の機関若しくは<u>国土交通大臣及び環境大臣</u>の指定する者又は市長が認める者による給水栓における水の色、濁り、臭い及び味に関する検査並びに残留塩素の有無に関する水質の検査を受けること。 （略） 4.1.3 受水槽への給水量と受水槽容量 （略） （２） 住宅の使用水量 住宅 1 人 1 日当たりの最大給水量は、250ℓ/日として算出する。 ただし、給水本管の水理計算に関しては、<u>別途定める「団地開発等に関する水道施設基準」</u>をもとに計算を行う。 詳細については、管理者と協議を行うこと。 （略）	（略） 【佐世保市水道条例施行規程】 (簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理等) 第 21 条 条例第 31 条の 3 第 2 項に規定する簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理及びその管理の状況に関する検査の受検は、次に定めるところによるものとする。 (1) 次に掲げる管理基準に従い、管理すること。 ア 水槽の掃除を<u>1 年以内ごとに 1 回、定期</u>に行うこと。 （略） (2) 前号の管理に関し、<u>1 年以内ごとに 1 回、定期</u>に水道法(昭和 32 年法律第 177 号)第 34 条の 2 第 2 項に規定する地方公共団体の機関若しくは<u>厚生労働大臣</u>の指定する者又は市長が認める者による給水栓における水の色、濁り、臭い及び味に関する検査並びに残留塩素の有無に関する水質の検査を受けること。 （略） 4.1.3 受水槽への給水量と受水槽容量 （略） （２） 住宅の使用水量 住宅 1 人 1 日当たりの最大給水量は、250ℓ/日として算出する。 ただし、給水本管の水理計算に関しては、<u>別紙「開発基準書」</u>をもとに計算を行う。 詳細については、管理者と協議を行うこと。 （略）	規程改正に伴うもの 所管移行に伴うもの 記載資料名の修正

給水装置施工基準新旧対照表

新（令和7年10月）								旧（平成25年4月）								備考欄																																																																																																																																																																																																																																			
4.2.2 メーター口径の決定 （略） 給水装置設計計算例 （略） 2. 共同住宅の口径 （略）								4.2.2 メーター口径の決定 （略） 給水装置設計計算例 （略） 2. 共同住宅の口径 （略）								誤字修正																																																																																																																																																																																																																																			
<table><tr><th>区間</th><th>流量 ℓ/分</th><th>仮定 口径 (mm)</th><th>動水勾配 (‰) A</th><th>延長 (m) B</th><th>損失水頭 (m) D=A×B/1000</th><th>立上高 (m) E</th><th>所要水頭 (m) F=D+E</th><th>備 考</th></tr><tr><td rowspan="3">給水管H～I</td><td>49</td><td>20</td><td>380</td><td>6.0</td><td>2.28</td><td>1.0</td><td>3.28</td><td>図 4-2</td></tr><tr><td>49</td><td>13</td><td colspan="2">メーター器</td><td>9.30</td><td>－</td><td>9.30</td><td>図 4-5</td></tr><tr><td>49</td><td>20</td><td colspan="2">止水栓</td><td>0.90</td><td>－</td><td>0.90</td><td>図 4-4</td></tr><tr><td>給水管I～J</td><td>49</td><td>40</td><td>15</td><td>0.3</td><td>0.01</td><td></td><td>0.01</td><td>4.1.2(3)</td></tr><tr><td>給水管J～K</td><td>53</td><td>40</td><td>18</td><td>0.3</td><td>0.01</td><td></td><td>0.01</td><td>4.1.2(3)</td></tr><tr><td>給水管K～L</td><td>61</td><td>40</td><td>23</td><td>0.3</td><td>0.01</td><td></td><td>0.01</td><td>4.1.2(3)</td></tr><tr><td>給水管L～M</td><td>67</td><td>40</td><td>27</td><td>0.3</td><td>0.01</td><td></td><td>0.01</td><td>4.1.2(3)</td></tr><tr><td>給水管M～N</td><td>72</td><td>40</td><td>30</td><td>0.3</td><td>0.01</td><td></td><td>0.01</td><td>4.1.2(3)</td></tr><tr><td rowspan="3">給水管N～O</td><td>76</td><td>40</td><td>33</td><td>5.0</td><td>0.17</td><td></td><td>0.17</td><td>4.1.2(3)</td></tr><tr><td>76</td><td>40</td><td colspan="2">止水栓</td><td>0.30</td><td>－</td><td>0.30</td><td></td></tr><tr><td>76</td><td>40</td><td colspan="2">分水栓</td><td>0.80</td><td>－</td><td>0.80</td><td></td></tr><tr><td colspan="6"></td><td>計</td><td>14.80</td><td></td></tr></table>								区間	流量 ℓ/分	仮定 口径 (mm)	動水勾配 (‰) A	延長 (m) B	損失水頭 (m) D=A×B/1000	立上高 (m) E	所要水頭 (m) F=D+E		備 考	給水管H～I	49	20	380	6.0	2.28	1.0	3.28	図 4-2	49	13	メーター器		9.30	－	9.30	図 4-5	49	20	止水栓		0.90	－	0.90	図 4-4	給水管I～J	49	40	15	0.3	0.01		0.01	4.1.2(3)	給水管J～K	53	40	18	0.3	0.01		0.01	4.1.2(3)	給水管K～L	61	40	23	0.3	0.01		0.01	4.1.2(3)	給水管L～M	67	40	27	0.3	0.01		0.01	4.1.2(3)	給水管M～N	72	40	30	0.3	0.01		0.01	4.1.2(3)	給水管N～O	76	40	33	5.0	0.17		0.17	4.1.2(3)	76	40	止水栓		0.30	－	0.30		76	40	分水栓		0.80	－	0.80								計	14.80		<table><tr><th>区間</th><th>流量 ℓ/分</th><th>仮定 口径 (mm)</th><th>動水勾配 (‰) A</th><th>延長 (m) B</th><th>損失水頭 (m) D=A×B/1000</th><th>立上高 (m) E</th><th>所要水頭 (m) F=D+E</th><th>備 考</th></tr><tr><td rowspan="3">給水管H～I</td><td>49</td><td>20</td><td>380</td><td>6.0</td><td>2.28</td><td>1.0</td><td>3.28</td><td>図 4-2</td></tr><tr><td>49</td><td>13</td><td colspan="2">メーター器</td><td>9.30</td><td>－</td><td>9.30</td><td>図 4-5</td></tr><tr><td>49</td><td>20</td><td colspan="2">止水栓</td><td>0.90</td><td>－</td><td>0.90</td><td>図 4-4</td></tr><tr><td>給水管I～J</td><td>53</td><td>40</td><td>18</td><td>0.3</td><td>0.01</td><td></td><td>0.01</td><td>4.1.2(3)</td></tr><tr><td>給水管J～K</td><td>61</td><td>40</td><td>23</td><td>0.3</td><td>0.01</td><td></td><td>0.01</td><td>4.1.2(3)</td></tr><tr><td>給水管K～L</td><td>67</td><td>40</td><td>27</td><td>0.3</td><td>0.01</td><td></td><td>0.01</td><td>4.1.2(3)</td></tr><tr><td>給水管L～M</td><td>72</td><td>40</td><td>30</td><td>0.3</td><td>0.01</td><td></td><td>0.01</td><td>4.1.2(3)</td></tr><tr><td>給水管M～N</td><td>76</td><td>40</td><td>33</td><td>0.3</td><td>0.01</td><td></td><td>0.01</td><td>4.1.2(3)</td></tr><tr><td rowspan="3">給水管N～O</td><td>76</td><td>40</td><td>33</td><td>5.0</td><td>0.17</td><td></td><td>0.17</td><td>4.1.2(3)</td></tr><tr><td>76</td><td>40</td><td colspan="2">止水栓</td><td>0.30</td><td>－</td><td>0.30</td><td></td></tr><tr><td>76</td><td>40</td><td colspan="2">分水栓</td><td>0.80</td><td>－</td><td>0.80</td><td></td></tr><tr><td colspan="6"></td><td>計</td><td>14.80</td><td></td></tr></table>								区間	流量 ℓ/分	仮定 口径 (mm)	動水勾配 (‰) A	延長 (m) B	損失水頭 (m) D=A×B/1000	立上高 (m) E	所要水頭 (m) F=D+E	備 考	給水管H～I	49	20	380	6.0	2.28	1.0	3.28	図 4-2	49	13	メーター器		9.30	－	9.30	図 4-5	49	20	止水栓		0.90	－	0.90	図 4-4	給水管I～J	53	40	18	0.3	0.01		0.01	4.1.2(3)	給水管J～K	61	40	23	0.3	0.01		0.01	4.1.2(3)	給水管K～L	67	40	27	0.3	0.01		0.01	4.1.2(3)	給水管L～M	72	40	30	0.3	0.01		0.01	4.1.2(3)	給水管M～N	76	40	33	0.3	0.01		0.01	4.1.2(3)	給水管N～O	76	40	33	5.0	0.17		0.17	4.1.2(3)	76	40	止水栓		0.30	－	0.30		76	40	分水栓		0.80	－	0.80								計	14.80		一部削除 追加 文言修正 追加
区間	流量 ℓ/分	仮定 口径 (mm)	動水勾配 (‰) A	延長 (m) B	損失水頭 (m) D=A×B/1000	立上高 (m) E	所要水頭 (m) F=D+E	備 考																																																																																																																																																																																																																																											
給水管H～I	49	20	380	6.0	2.28	1.0	3.28	図 4-2																																																																																																																																																																																																																																											
	49	13	メーター器		9.30	－	9.30	図 4-5																																																																																																																																																																																																																																											
	49	20	止水栓		0.90	－	0.90	図 4-4																																																																																																																																																																																																																																											
給水管I～J	49	40	15	0.3	0.01		0.01	4.1.2(3)																																																																																																																																																																																																																																											
給水管J～K	53	40	18	0.3	0.01		0.01	4.1.2(3)																																																																																																																																																																																																																																											
給水管K～L	61	40	23	0.3	0.01		0.01	4.1.2(3)																																																																																																																																																																																																																																											
給水管L～M	67	40	27	0.3	0.01		0.01	4.1.2(3)																																																																																																																																																																																																																																											
給水管M～N	72	40	30	0.3	0.01		0.01	4.1.2(3)																																																																																																																																																																																																																																											
給水管N～O	76	40	33	5.0	0.17		0.17	4.1.2(3)																																																																																																																																																																																																																																											
	76	40	止水栓		0.30	－	0.30																																																																																																																																																																																																																																												
	76	40	分水栓		0.80	－	0.80																																																																																																																																																																																																																																												
						計	14.80																																																																																																																																																																																																																																												
区間	流量 ℓ/分	仮定 口径 (mm)	動水勾配 (‰) A	延長 (m) B	損失水頭 (m) D=A×B/1000	立上高 (m) E	所要水頭 (m) F=D+E	備 考																																																																																																																																																																																																																																											
給水管H～I	49	20	380	6.0	2.28	1.0	3.28	図 4-2																																																																																																																																																																																																																																											
	49	13	メーター器		9.30	－	9.30	図 4-5																																																																																																																																																																																																																																											
	49	20	止水栓		0.90	－	0.90	図 4-4																																																																																																																																																																																																																																											
給水管I～J	53	40	18	0.3	0.01		0.01	4.1.2(3)																																																																																																																																																																																																																																											
給水管J～K	61	40	23	0.3	0.01		0.01	4.1.2(3)																																																																																																																																																																																																																																											
給水管K～L	67	40	27	0.3	0.01		0.01	4.1.2(3)																																																																																																																																																																																																																																											
給水管L～M	72	40	30	0.3	0.01		0.01	4.1.2(3)																																																																																																																																																																																																																																											
給水管M～N	76	40	33	0.3	0.01		0.01	4.1.2(3)																																																																																																																																																																																																																																											
給水管N～O	76	40	33	5.0	0.17		0.17	4.1.2(3)																																																																																																																																																																																																																																											
	76	40	止水栓		0.30	－	0.30																																																																																																																																																																																																																																												
	76	40	分水栓		0.80	－	0.80																																																																																																																																																																																																																																												
						計	14.80																																																																																																																																																																																																																																												
（略）								（略）																																																																																																																																																																																																																																											
4.4 埋設深度（土被り） 4.4.1 専用給水装置の埋設深度（土被り） （1）配水管から分岐して引き込む専用給水装置の埋設深度は、専用給水装置の頂部と路面との距離を0.6m以上とする。ただし、専用給水管の口径 75mm以上に関しては、埋設深度を 0.8m以上とし、国、県、市道については、各道路管理者の指示する埋設深度とする。								4.4 給水管の埋設深度（土被り） （1）配水管から分岐して引き込む給水管の埋設深度は、給水管の頂部と路面との距離を 0.6m以上とする。ただし、国、県、市道については、各道路管理者の指示する埋設深度とする。																																																																																																																																																																																																																																											

給水装置施工基準新旧対照表

新（令和7年10月）	旧（平成25年4月）	備考欄
(2) 施工上、埋設深度が0.6m未満となる場合は管理者及び各道路管理者と協議をし、必要な保護工を施すこと。 4.4.2 給水本管の埋設深度（土被り） (1) 配水管から分岐して布設する給水本管の埋設深度は、公道車歩道で管口径75mm以上については、給水本管の頂部と路面との距離を0.8m以上、管口径50mm以下については、給水本管の頂部と路面との距離を0.7m以上とする。 (2) 施工上、埋設深度が0.7m未満となる場合は前もって管理者及び各道路管理者と協議をし、必要な保護工を施すこと。 (3) 車両等が通行しない道路（例えば、里道や私有地など）に関しては、埋設深度を0.3mとする事が出来る。ただし、管理者や利害関係者からの同意が得られる場合に限る。  Φ50mm以下  Φ75mm以上 (略)	(2) 施工上、埋設深度が0.6m未満となる場合は管理者及び各道路管理者と協議をし、必要な保護工を施すこと。 (略)	追加